



質問1

帳簿を備え付け、青色申告で所得を計算する場合には、毎年末に薬品の棚卸をしなければならないとのことですが、棚卸はなぜ必要なのでしょう。

回答

棚卸は、その年の薬品などの消費高を計算する場合、その購入記録を基に、消費高を正確かつ簡便に計算するために必要です。

売上原価として必要経費に算入される薬品費の金額を計算する場合、使用する薬品をその都度仕入れている場合は、その年中の仕入高がそのまま売上原価となります。しかし、在庫の薬品を置かないで医院を経営することはできません。

ところで、在庫を置いて薬品の払出しを行っている場合、払出しの都度その数量および金額を記録しておいて1年分を集計すれば、売上原価の額が計算できますが、この方法により1年間の薬品の消費金額を求めるのは、手間がかかり、また記録漏れもあって実用的ではありません。そこで売上原価となる薬品の払出高を正確かつ、簡便に計算するための手段として用いられるのが棚卸です。

すなわち、年初の在庫高とその年中の仕入高との合計から年末の在庫高を差し引けば、1年間の薬品の売上原価が計算されます。このためには、帳簿記帳等により1年間の仕入高を明らかにしておくとともに、年初および年末の薬品の在庫高が分かっている必要があります。なお、年末の在庫高はそのまま翌年の年初の在庫高となりますので、棚卸は年末に1回行うだけで済みます。

質問2

購入薬品のなかには、注文した数量の1割ないし2割程度のものが余計に納品になるものがありますが、年末の棚卸高を計算する場合、この添付薬品は在庫から除外して計算してもよろしいでしょうか。

回答

添付薬品を含めて在庫計算を行い、期末棚卸高を計算します。

年末に棚卸を行う場合は、それぞれの薬品にそれが添付薬品である旨の表示がない限り、在庫の薬品が添付分があるいは添付分でないのかは、實際上区別はできません。また同じ種類の薬品であれば、それが添付分であるかどうかを区別して管理・保管する必要は全くないわけです。

つぎに注文した薬品に添付があった場合の仕入計算は、添付分を含めた数量の薬品を注文金額で買入れたものとして計算します。例えば、単価600円の薬品を100個注文したところ、120個が納品となった場合には、120個を60,000円で仕入れたものとして計算します。

したがって期末棚卸高の計算に際しては、添付薬品を含めたところで数量計算を行い、また単価計算も添付分を含めた仕入単価を基とします。上記の例の場合では、添付分を含め120個の薬品を60,000円、すなわち1個500円の単価で仕入れたものとして棚卸の計算を行うことになります。